

入札公告

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成19年 8月 14日

福島県会津若松建設事務所長 神田 隆雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 登記事務業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成19年9月3日から平成20年3月1日まで（180日間）
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- (3) 平成17年度及び平成18年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が10件以上あること。
- (4) 補助者がいること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)から(4)までに掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間 平成19年8月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号965-8501
福島県会津若松市追手町7番5号
福島県会津若松建設事務所総務部総務グループ
電話番号0242-29-5410
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成19年8月23日（木）午後5時まで必着とする。

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県会津若松建設事務所総務部総務グループ（福島県会津若松市追手町7番5号）
- (2) 入札及び開札の日時 平成19年8月31日（金）午前10時
- (3) 入札及び開札の場所 福島県会津若松合同庁舎新館2階大会議室（福島県会津若松市追手町7番5号）
- (4) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。